

# 『下学集』漢籍典拠研究

片山晴賢

## 一、はじめに

前稿では『下学集』「時節門」・「氣形門」の漢籍典拠稿で、『下学集』の漢籍典拠は『韻府群玉』に依拠することが大であると考え、二書の対照表を発表した。<sup>注1</sup> 本稿ではこれを一步進めて『下学集』の「序」「天地門」「時節門」「神祇門」「人倫門」「人名門」の漢籍の略注を示し、典拠研究の一端としたい。

「略注」を示す前に『下学集』選述者の辞書作製の趣旨を見るために、本稿では「序」の訳文を亀田本によって示したい。

## 下学集序

文字は道を顯し述べる器である。器が無ければこの道に到達することはありえないであろう。それは詩を学ばねば人と話すことが出来ず 礼を学ばねば人として世に立つことができない

と、この言葉は魯の孔子の家訓である。私もその通りであると思う。ある学童が私にこの言葉について質問した。学童が

嘆じて言うには、

私共は文章を理解するが道理に暗く　また文字を見るが心は盲のようであつて　私の器は壊れていてこの道に達することが出来ない

と言つた。そこで私は初学者は

実語教・童子教・琵琶引・長恨歌・庭訓往来・雑筆往来・樂府・朗詠等で勉学することが出来る。しかし聾盲の者はこれに精通できるものではない

と。また、

詩は言のため　礼は立のため

を極めようとするには

天を管でながめたり　貝殻で海水を測る　ような識見の狭い者にはそれはなかなか到達できない　これらの言葉は貴方にとって千金に値するものである

さらに私は述べた。

土を籠ることで山が成り　長江の源はわずか杯を浮かべるほどの少量の水から始まる　とあるように、貴方は自からの愚かさを恐れず　ただ学ぶことである　朝は一畫を学び　夕は一字を習う　たとえ巨方の書でもそれを統ければ読破できるものである

と、これらは勉励して進むだけである。

この為に私は字書を編纂して、名を『下学集』と名付けた。「下学」とは「手近かなことを学んで上達につなげる」という意で、「下学地理」によって「上達天道」になるという意義を持たせている。故に巻数は上下にして、天と地の両儀を持ち、門は十八で九天九地の二十九となっている。これは実に四方を該括し四隅を網羅している。神風の及ぼす所、王

化の施す所を見聞して記録した。また和歌の道について聞き、歌の余材を拾い、或は異城の事跡門に入り、古詩の話題を探す。その内容は「花実の開落と羽毛の飛走」のような小さな事まで全て採用して記載した。

書やまた文字に於いては異訓、異文があつて解釈が異なっている。その例として「雌霓」「弄鼙」がある。これは林四郎の杜撰といつて粗雑の例であるが、これらは全て改めた。さらに

誤った事は密かに隠してはいけない

と学童に自重するように言葉を交はして退けた。

他日学童が来て笑いながら語った。

私は『下学集』を得て以来「一」と「大」は「天」に「土」と「也」は「地」になることを知り、倭字の訓みは漢語の意味である。口で「者之乎」と言うと字体は「鳥焉馬」などと書く。句読を指すと趣を知り、書き方を受けて方法が得られた

また

南に雁が去り 北に鯉が来る

ように手紙で応じ、富んだ言葉で挨拶が出来るようになつた。さらに

馬が渴きをいやす為に泉に向うように 冬眠した龍が日ざめて太陽に向うように便利を得て、私は

詩で活し 礼で立つという「貫道の器」となつた。これは千金の贈金を貰つてもこのような嬉しさはない  
と学童は語つた。君の言葉は誠にその通りである。「袋は破れてもその中の金を拾うことのないよう」に書き方は下手でもその意味を理解して「下学」して「上達」すると言うことはこのような事であろう。その後学童は襟を正して敬意を表して退出した。

時文安元年（一四四四）甲子閏夏六月下旬

東麓破衲の序

注1 拙稿『下学集』「時節門」の漢籍典拠稿（駒沢短期大学研究紀要29号、平成3年）、『下学集』「氣形門」の漢籍典拠稿（凌伽林学報第四輯、平成3年）をさす。

## 二、「序」の漢籍典拠

『下学集』「序」を龜田本によつて、漢籍の典拠を『韻府群玉』『事文類聚』を中心に引例する。

### 1-オ 1 貫道之器

『事文』の「歴代文士」に「韓愈 得其溫潤深淳以為 貫道之器（下略）」とあり、『淵鑑類函』に「李華崔孝公文集序曰 文者貫道之器也」とある。

この「貫道之器」とは韓愈の弟子で娘婿である李漢が、師の『韓昌黎集』を編纂した時に序文に述べた言葉だと言わ  
れている。

### 1-オ 2 学レ詩以テ言ヒ学レ礼以立<sub>ツルト云ハ</sub>

『論語』李氏第十六に「不学詩無以言不学礼無立」とある。

### 1-オ 8 管<sub>ハ</sub>千天<sub>ニ</sub>鑿<sub>ハ</sub>千海<sub>ニ</sub>

『韻府』に「天 管窮天以——（東方朔傳）」、「鑿 韶瓢也（方朔傳）以——測海」、「窺天管 用管——用錐指地不亦乎（莊子）」、「鑿測海 以管窮天以——（東方朔傳）」とある。

## 1-ウ 1 江<sup>ハ</sup>起<sup>ニ</sup>於濫觴<sup>ヨリ</sup>

『韻府』に「濫觴 江始出岷山 其源可以——及至 江津不舫楫不可以涉<sup>(家船)</sup>」とある。『芸文類聚』に「孫卿子曰 路盛服見孔子 孔子曰 由是瞻瞻者何也 在昔江出於汶山其始 出源可以濫觴及 其至江之津也」、「東晉郭璞江賦曰 咨五才之並用寔水德之靈 長惟岷山之導江 初發源於濫觴」とある。

## 1-ウ 4 下学而上達

『論語』憲問編第十四に「子曰不怨天不尤人 下学而上達 知我者其天乎」とある。

『下学集』の命名の由来を示すものである。

## 2-ウ 2 雌霓

『韻府』に「雌霓 雌虹沈約製効居賦示 王筠讀至雌——連蟾撫掌 欣抃曰 僕常恐呼作聲」とある。

元和版『下学集』の序には「雌霓」にこの注記が補入され『韻府』とその出典名が明記されている。しかし他の古写本にはそれが示されていない。元和版には

韻府<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup> 霓<sup>ハ</sup>五歷<sup>ノ</sup>切 沈約製<sup>ニシテ</sup>郊居賦<sup>ヲ示ス</sup> 王筠<sup>ニ</sup>讀<sup>テ</sup>至<sup>ル</sup>——連蟾<sup>ニ</sup>撫<sup>レシテ</sup>掌<sup>ヲ</sup> 欣抃<sup>シテ</sup>曰<sup>ク</sup> 僕常恐<sup>ル</sup>人<sup>ノ</sup>呼<sup>テ</sup>作<sup>一</sup>平声<sup>ト</sup>云  
云<sup>云</sup> 礼部韻<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup> 雌霓連蟾讀<sup>レテ</sup>霓<sup>ヲ</sup>為<sup>二</sup>入声<sup>一</sup>

と注記されている。これは『下学集』の序に「異訓・異文の解釈の例」として「雌霓」「弄蜃」が示されている一つである。『雌霓』は『詩律武庫』には「沈約製郊居賦」と「東坡在儋耳詩云 垂山雌霓雲端下 快意雄風海上來」の二例が示めされている。これは「郊居賦」で言う「僕常恐人呼作平声」で、「霓を入声で読まねば誤りである」とする注意と、「東坡詩」では「雌霓」を「虹の色彩の濃淡」の意とする。この二つを誤解なくする為のものである。元和版では『南史』の「郊居賦」と『礼部韻』を補入することで「異訓」の例としている。

## 2-ウ 2 弄璋

『韻府』に「錯寫弄璋 姜度誕子 李林甫作手書慶之曰 聞有弄璋之喜 客視之掩口（驚也）」とし、『事文』略同注。

これも「雌霓」と同じく元和版には注記が補入されている。しかし『韻府』からとは明記されていない。これは唐の李林甫が「弄璋」（男子が生まれること）を誤って「弄璋」と書いた故事のことである。

## 2-ウ 2 林四郎之杜撰

「林四郎」は『倭訓栞』に「りんしろう 下学集に林四郎之杜撰といふ事あり、人の姓名にはあらず、昔杜撰の者ありて書を作り鬱を折ちて林四郎とするをいふ、谷晉續集に見えたり」とある。「杜撰」は『事文』に「石中立在中書 盛度撰 張文節公知白神道碑石急問曰 是誰撰盛卒對曰 度撰滿堂大笑（相山野錄）」とある。

「林四郎」については未調査。「杜撰」には二説があつて、『事文』は宋の杜默が詩を作るが多く律に合わず、因つて時の人気が法式に合わないものを「杜撰」と称した説を取つてゐる。

## 2-ウ 3 燕石

『韻府』に「寶燕石 宋愚人得燕石以為大一藏以革匱 十重巾襲視之皆掩口盧胡而笑」とある。

## 2-ウ 7 南去雁札北来鯉緘

「南去雁札」は『韻府』に「繫帛雁 蘇武匈奴詭言 武死後常惠教使 言天子射上林得雁足——書言武等在某澤中單于驚曰 武等實在（本）」とある。『事文』には「雁足繫書」として同文あり。『初学記』『芸文類聚』にも同注があり、古い類書を『韻府』は踏襲している。

「北來鯉緘」は『韻府』に「雙鯉 遺我——魚中有素書」、「雙鯉素書 客從遠方來 遺我——魚呼童烹鯉魚中有尺——長跪讀 素書書中竟何如 上有加浪飯下有長相憶（吉時）」とある。

## 2-ウ 8 如渴驥奔泉

『韻府』に「渴驥 唐徐浩書四十二幅屏八體皆備如怒貌扶石——奔泉<sup>(本)</sup>」とある。

2-ウ 3 閻逢 因敦 朱明 林鐘 下澣 [以上は時節門第二を参照されたし]

### 三、「天地門 第一」の漢籍典拠

『下学集』の「天地門」（第一）の写本平均収録語数は83語である。この部類はI天地・II地類の二グループに分たれる。I・IIの語群毎に漢籍の典拠について引例する。

I 天類（1昊天……20飈）を『韻府群玉』『事文類聚』『事林廣記』を中心に調査の結果を記す。

1昊天 2旻天 3彼蒼<sub>天也</sub> 4蒼旻<sub>天也</sub> 5乾坤<sub>天地也</sub> 6宇宙<sub>大虛也</sub>

『韻府』には「昊天 昊 通作顥皞」、「旻天 旻——秋天也」、「彼蒼——蒼天<sub>黃鳥</sub>」、「蒼旻 旻口 〔活套〕蒼——」などと見られる。「6宇宙」は「宇 天地曰方曰——或作寓」とある。『事文』には「天之別名 春爲蒼天 夏爲昊天 秋爲旻天 冬爲上天」と注記をなす。『書叙指南』にも「春天蒼天<sub>闕雅</sub> 夏天曰昊天 秋天曰旻天 冬天曰上天」と同注が存する。『小学紺珠』は「九天」の中に「東方蒼天 西方昊天」が含まれる。『古今合璧事類』も「四時天名」として『事文』と同注を掲げる。古い類書『初学記』（唐）を踏襲したものである。『事林廣記』も「蒼天・昊天・旻天・上天」を列挙。また、「5乾坤」は『類書纂要』に「乾坤 天地也 又曰造化両間皇祇」とあり、『初学記』のこれを引用。「6宇宙」は『類書纂要』に「宇宙 上下四方曰宇 往古来今日宙」とする。『初学記』のこれを承け、末尾に「或謂天地爲宇宙」を付す。

7 銀河天河也

『韻府』には「河〔活套〕銀—」とある。『事林廣記』の「七夕」の項に「傳玄擬天間曰 七月七日牽牛織女會天河也」と、『類書纂要』に「銀河 天河也 又曰銀漢 明河」とある。

8 霽〔元和版は「霄 空二字、義同シ」とする。〕

『韻府』は「霄 近天氣」「空 〔説文〕空竅也 又虛也 又太一 天也」とある。

9 金鳥月也10 玉兔月也

『事林廣記』の「綺語門」に「月曰玉兔 桂魄」とある。『類書纂要』にも「玉兔 月中有形如兔 故月曰玉兔」と注記する。

11 居諸注「日居 月諸也 略指「日月」」 日居諸ト也

『韻府』に「居緒 日—月—詩宿舟」がある。『事文』には「日居 月緒 胡迭而微詩」とある。

12 南斗北斗 斗字 従南北音異也

『韻府』に「月宿南斗 韓二星 行我生之辰——箕獨」、「星字北斗 有——入于——学者何慧星也」とある。『事文』は「北斗七星 第一天樞 第二旋為魅 第五至第七為標標第三機 第四權 第五衡 第六開陽 第七搖光（下略）」とあるが、「南斗」は存せず。『小学紺珠』も略同注。

## 13 虹 14 霿 二字義同

『韻府』に「虹」〔説文〕螢蛍狀似虫 一名掣貳 雄曰— 雌曰霓（下略）」と見られる。『事文』にも「螢蛍虹也 姮雌虹也釋名 雄曰虹雌曰蜺 舊說」とある。『事林廣記』も同注。

## 15 霰 16 雁 二字同義

『韻府』に「霰 雨霓爲霄（注）水雪雜下曰霄雪霄霰同詩」、「雁 〔説文〕雨冰也（洪範五行傳）盛陽雨水溫緩陰脅陽不相入」

為一」とある。『事林廣記』に「雨与雪雜下曰霰雨霑 相彼雨雪先集維霰詩」、「雹 雨雪也 從雨包声說文 嵩山有火蜥蜴数百吐雹」と見られる。

18 霖 久雨也 三日已上曰一

『韻府』に「霖音 命汝作一雨○魏晉以來苦雨曰愁一」、『事文』には「皇天 天滛 而秋霖兮楚辭」がある。『爾雅』の「注」に「霖一名霪 音滛 久雨也」と見られる。

19 颶 二字義同 風也 颶音弗

『韻府』に「颶 風貌 又風也 吳都賦翼一風之颶颶」とある。

II 地類 (21 磬馭盧嶼……80 墳墓) 21~29は日本の地名。

31 震旦 支那唐土也 又作「任那」 32 高麗 又云ニク朝鮮國 云三韓トト 33 百濟 34 新羅

『韻府』に「震旦」初祖達麼曰「當往——設太法樂遂泛重溟達於南海云雲 唐天竺國王曰自古亦有摩軻——使者至吾國乎乞」、「麗〔地理〕高——東夷國名」、「過新羅波新羅東夷國」と見られる。

36 南蠻 37 北狄 38 東夷 29 西戎

『小学維珠』の「西夷」に「東夷 西戎 南蠻 北狄」とある。

47 都鄙 夏夷義

『韻府』に「都鄙——有章(左) 八則治——礼天官 五百家為鄙」とあり。

52 別墅 山莊義 53 別業 同上

『韻府』には「別墅 王維——在輞川 有欹湖 柳浪 菜萸 淵辛夷塢 裴度午橋莊——史」、「業 輞川別業 在藍田縣西

南 唐王維 置——於此(統志)——とある。『類書纂要』に「別之 田庐」「田庐 屋在野曰庐」と見られる。

54 沖

『韻府』に「塹 遼城水(通) 長城巨——」とある。

55 渠 56 溝 二字義同

『韻府』に「渠(音) 夏屋—— 注深廣貌 古宕——地深立——洲(社) 吟詩正憶——」、「溝 濱廣四尺深四尺(通) 推而納諸——中転乎——壑比犧樽於——中之断美惡有問矣」と見られる。

57 池 58 沼 二字同義

『韻府』に「池 沼也(通) 穢斯——也(左) 漢水以為——(舊七)」、「沼 〔説文〕池也 圓曰池曲曰——(左) 沼沚之平(注疏) ——者池之別名」とある。

59 塘 60 堤 二字義同

『韻府』に「隄 亦作堤 〔説文〕唐也」、「塘 池之堤岸也」とある。また『類書纂要』にも「堤 堤亦作隄防也 塘也」と注する。

61 卦 62 畦 二字同義田、界也

『韻府』に「卦 秦制二百四十步爲——(詩)」、「畦 田五十畝 又區也」とある。

63 畔 田、界 家語、虞芮之民遜レル——ヲ 又讓レル——ヲ

『韻府』に「遜 賴芮爭田不決相謂曰 西伯仁人也 蓋往質之入 其境耕者—— 行者遜路曰 嘉晉儕小人也 退以所爭為間田」、『類書纂要』に「畛 畔 田界」とある。

64 塊 65 壤 義同

『韻府』に「塊 〔説文〕撲也 〔記〕寢苦枕——(釋文) 雨不破—— 亦作蕡 〔記〕蕡桴土鼓謂搏土為桴(孔叢)」、「壤 無塊土也(周禮地官)

十二一（黒）レ白一 黒一」

66 暴 67 瀑 二字義同

『韻府』に「瀑 疾雨詩終風且一 通作暴」、「瀧 奔湍也 韶州樂昌縣有一水名●始下樂昌一 又張柬之貶一州」とある。

70 塙 馬ノ塙也 日本俗作「埒」誤也

『韻府』には「埒 筮也史、富一天子淮南子」とあれど、『下学集』に一致せず。

71 塙 鷄ノ栖也 毛詩

『韻府』に「埒 雞棲塙詩註」とある。

72 蔽 竹原

『韻府』に「蔽 大澤書萃淵毛詩山一藏疾章十五記 麟風在効礼記」と注する。

75 漢潦 退之詩「漢潦無根源」朝滿夕已除ル 以此詩意可知——義

『韻府』に「潦〔説文〕雨水大貌●潢——無根源」と見られる。

76 潮 77 湖 78 潘湘 八景

『韻府』に「湖海也月精生水 故月盛則一大 又天河入地下与海水合轉之激成一（下略）」、「湖〔説文〕大陂也」、「瀧湘 窓間見——谷」とある。『事文』に「潮」の詩聯を多く掲ぐ。

79 北邙 葬處之義

『韻府』に「北邙 一一山連亘四百餘里東洛九原之地洛城記 張景陽詩——何纍纍高陵有四五借間誰家墳皆云漢世主漢」とある。『事文』にも「北邙行 王建」の詩聯を掲ぐ。

80 墳墓 土饅頭也 宋人句云 何ノ處ノ漢山ノ松竹ノ下ニカ 又添ニ一ヶノ土饅

『韻府』に「土饅頭 縱有千年鐵門限終須一箇——（造石湖詩） 墳也」と見られる。

81 淵 82 潭 二字義同『龜田本』の末尾に補入せしもの

『韻府』に「淵（孟）為一驅魚（易）或躍在——（苟）積水成——」、「潭〔說文〕水深也——州以昭——名（漁父詞）屈原既放遊於湘——」とある。

#### 四、「時節門 第二」の漢籍典拠

「時節門」（第二）は次の三つの語群より成っている。写本の平均語数は103語である。これは

- I 四季（春・夏・秋・冬）並びに十二月の異名（及び年中行事名など）（写本平均46語）
- II 十干・十二支・十二時の異名（写本平均34語）
- III 曆日・気象用語等（写本平均23語）

に分たれ、『龜田本』はI II IIIを合はせて110語であり、広本系統の『丹表紙七行本』（130語）や『慶長十六年春良本』（117語）と、略本系統の『明応八年本』（69語）などとの中間的形態となつており、B系統に属すべき古い形態を示している。『明応八年本』はIIの異名群を全て削除する。しかし『元和版』は写本広本系統本よりも一層多くの語を補入している。その製作に際して『下学集』を常用した聯句連歌が季語を重視することは言うまでもない。さすれば詩聯や聯句連歌の興隆した元和三年（一六一七）頃に『元和版』が144語もの収録語を有しているも十分頷ける。

## I 四季並びに十二月の異名、及び年中行事名

1 春 異名 青帝 東君 青陽 麗景 2 夏 異名 朱明 三伏 3 秋 異名 白藏 商天 4 冬 異名 極時  
の謂はゆる「四時」（四氣）の四語は中国の小型百科全書（類書）『碎金』（撰述者・成立年代共に未詳・明代に大流行した四〇項の名彙）に拠るか。『事文』に「春為青陽萬物發生萬物」と「青陽」は見られるが、「青帝」「東君」（『書叙指南』）には「東君」あり）「麗景」は存せず。『歲華紀麗』には「青陽」、また「夏曰朱明 亦曰長嬴（中略）炎帝」と「朱明」は見られるが、「三伏」が存しない。『事林廣記』『小学紹珠』と『拾芥抄』に「三伏」の項あり。本邦の百科全書『拾芥抄』は「春為青陽春天 夏為朱明夏天 秋為白藏秋天 冬為玄英冬天」とある。異名を多く列記する『小学紹珠』（宋代）にも、「四時四氣」として、次のごとく掲出している。

春為青陽春天 夏為朱明夏天 秋為白藏秋天 冬為玄英冬天

のようにな「青陽」「朱明」「白藏」「玄英」と異名を掲げるが、『下学集』が語注に引く程の多様性は認められない。次に「十一月異名」を取り挙げる。

5 大簇正月 14 夾鐘二月 17 姑洗三月 20 仲呂四月 22 蕤賓五月 25 林鐘六月 28 夷則七月 32 南呂八月也 34 無射九月

37 應鐘十月 39 黃鐘十一月 42 大呂十二月

これも『碎金』に拠るかとも考えられるが、『下学集』が多用する『拾芥抄』にも一致する。『拾芥抄』は  
十二月律名部第五

大簇正月 夾鐘二月 沽洗三月 仲呂四月 蕤賓五月 林鐘六月 夷則七月 南呂八月 無射九月 應鐘十月 黃鐘十一月 大呂十二月

と『下学集』と合同である。『小学紹珠』にも「十一月」「月名十一月之母」の項目は存するが、『下学集』の注記とは対応しない。同じ『小学紹珠』に「四清声」の「黄鐘 大呂 大簇 夾鐘」や、「七宗」の「黄鐘 大簇 姑洗 林鐘 南呂

「應鐘 蕤賓」も見られるが、これを『下学集』が引いたとするには無理がある。同様に『韻府』においては「四時」（四氣）としての項目は無く、異名列記されずそれぞれの項目で示されている。「十二月異名」においても同様である。これも『小学紹珠』と同様に考えたい。而かるに宋の任広の『書叔指南』には『拾芥抄』と同じく『下学集』と同じ「十二月異名」が収められている。次にそれを摘出する。

## 律呂月名

正月之律曰太簇月令 二月之律曰夾鐘上 三月之律曰沽洗上 四月之律曰仲呂上 五月之律曰蕤 七月之律曰夷則上 八月之律曰南呂上 九月之律曰無射上 十月之律曰應鐘上 十一月之律曰黃鐘上 十二月之律曰大呂上

と。本稿では注文の形式まで一致する『拾芥抄』に依拠したものとして処理することとした。

以下『下学集』の語注を『韻府』と『事文』とに対照させながら記述する。

10人曰 正月七日也 凡々毎年正月一日ヲ曰「雞」ノ日ト 二日ヲ曰「狗」ノ日ト 三日ヲ曰「猪」ノ日ト 四日ヲ曰「羊」ノ日ト 五日ヲ曰「牛」ノ日ト 六日ヲ曰「馬」ノ日ト 七日ヲ曰「人」ノ日ト 八日ヲ曰「穀」ノ日ト 見タリ 荆楚歲時記ニ矣或ル書ニ云タリ 一一以テ七種ノ菜ヲ作レ羹ニ食レバ之 則諸人無ニ病患也

『韻府』に「人曰 北齊細牧云 一日為雞 二日狗 三日豬 四日羊 五日牛 六日馬 七日人（史） 古以此貼人形於帳」、「菜 人曰競采七種一作羹」とある。『事文』には「一日為雞 二日為狗 三日為豬 四日為羊 五日為牛 六日為馬 七日為人董助問裕」、「人曰採七種菜作羹歲時記」、「此東方朔古書也 歲後八日 一日為雞 二日為狗 三日為豬 四日為羊 五日為牛 六日為馬 七日為人西漢詩話」とあり、『下学集』の注文は『事文』に近い。『事物紀原』も『事文』と略同注。なお、この「人曰」という語は「杜子美詩」によく用いられていることからも、詩聯に多用される用語であることが判る。『拾芥抄』の「歲時部第一」にも「正月七日 俗以七種菜作羹 食之之人無一方病荆楚歲時記」と見られ、『下学集』の注記の末尾部分と対応する。『歲華紀麗』も同趣の詳注が存する。

13 元宵 正月十五夜也

『事文』に「上元」の記事中に「五夜元宵両京新記曰 正月十五夜勅金吾弛禁（下略）」とあり。

14 夾鐘<sup>二月</sup>

25 林鐘<sup>六月</sup>

37 應鐘<sup>十月</sup>

39 黃鐘<sup>十一月</sup>

『韻府』に「鐘〔律名〕夾—二月 林—六月 應—十月 黃—十一月」とあるが、『下学集』は既述のごとく『拾芥抄』か中国の類書を引用したものとする。

19 上巳 初作<sup>三月三日</sup>之遊<sup>ヲ</sup>時日適當<sup>ル</sup>上巳<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>至<sup>レバ</sup>今<sup>ニ</sup>呼<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>辰<sup>ヲ</sup>云<sup>ニ</sup>—<sup>一</sup>也

『韻府』に「上巳 魏已後但用三日不復用巳<sup>〔沈約宋書〕</sup>」とあり、『事文』には「上巳 魏已後但三日不復用巳也<sup>〔沈約宋書〕</sup>」、「三月三日天氣新長安水邊多麗人<sup>杜</sup>」、「漢樂遊園 唐長安中太平公主於原上置亭遊賞（下略）」等、詩聯の用語として使用されることが多い。『歲華紀麗』には「上巳 三月桃花水上巳竹葉杯」の他に委しい注がある。『書叙指南』の「節令氣候」の項にも「上巳事曰祓瀧禊洛」とある。また『事林廣記』にも記事あり。

24 端午 初作<sup>五月五日</sup>之遊<sup>ヲ</sup>時 日適當<sup>ル</sup>午<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>至<sup>レバ</sup>今<sup>ニ</sup>呼<sup>テ</sup>此辰<sup>ヲ</sup>云<sup>ニ</sup>端午<sup>ニ</sup>也 支那<sup>ニハ</sup>此<sup>ノ</sup>日吊<sup>フル</sup>屈原<sup>ヲ</sup>

『韻府』に「端午 京師人以五月五日——也<sup>〔歲時記〕</sup>」とあり、『事文』には「仲夏端午〔注〕端始也<sup>〔風土記〕</sup>五月五日午時為太中節<sup>〔提要錄〕</sup>」、「屈原以五月五日 投泊羅而死楚人哀之 每至皆以竹筒貯米投水祭之<sup>〔統考諸記〕</sup>」となつてゐる。『事林廣記』も「五月五日為端午 繞齊諧記云 屈原楚人也 遭讒不見用 遂於<sup>是</sup>投泊羅江 而死楚人哀之至皆（下略）」と同注。『拾芥抄』にも「是日屈原自投<sup>シテ</sup>汨羅<sup>ニ</sup>而死楚人哀<sup>レ</sup>之（下略）<sup>〔統命〕</sup>」とある。

28 夷則 七月

『韻府』は「夷則 七月律名」にて、『事文』は「七月 孟秋六月（中略）律中夷則<sup>〔月令〕</sup>」とある。

31 孟蘭盆 七月十五日也 梵<sup>ニハ</sup>——此<sup>ニハ</sup>云<sup>ニ</sup>解倒懸<sup>ト</sup>言<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>日於<sup>レ</sup>冥府<sup>ニ</sup>暫<sup>ク</sup>脱<sup>ニ</sup>罪人<sup>ノ</sup>之倒懸<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>云々解倒懸<sup>ト</sup>我朝聖武天

皇 天平五年<sup>ニ</sup>始<sup>メテ</sup>行<sup>レ</sup>之

『韻府』に「孟蘭盆 日蓮比丘 見其亡母生餓鬼中 不得食仏言 七月十五日 倶百味五果 着盆中供養十方仏 然後得食 日蓮白仏行孝順者 亦應奉……」とある。『事文』も「孟蘭盆供 日蓮比丘 見其亡母 生餓鬼中 即以鉢盛飯 往餉其母 未入口（中略）是時日連母 得脱一却餓鬼之苦」と略同注である。『事林廣記』もやはり同注。『歲華紀麗』にも詳注がある。『下学集』は『梵網經』に拠るか。

32 南呂八月也 34 無射九月 37 應鐘十月 39 黃鐘十一月 42 大呂十二月

『韻府』に「六呂 二月夾鐘 四月中呂 一月林鐘 八月南 一十月應鐘 十二月大呂群律」、「六律 律有十二 陽六為律 陰六為呂 黃鐘十一月 太簇正月 姑洗三月 蕤賓五月 夷則七月 無射九月 為律餘呂師曠……（通）」とある。『事文』には「八月 仲秋六月（中略）律中南呂」とある。

36 重陽 九月九日也 月令云 九月九日 月与レ日 倶ニ應ス陽ノ數ニ 故ニ此ノ日採レ菊獻スレハ 觀音ニ 則壽命長遠也 起レル於ニ 彭祖之事ニ也

『韻府』は「重陽 東坡云 山領南氣候不常菊開時 即——十月菊始開乃與客——（志林）都城重九後一日 冥賞号小——（歲時雜記）菊花何太遭此兩——（季詩）」とある。『事文』には「重陽 九月九日律中無射而數九 俗尚此日 折茱萸房以插頭（下略）」、「賜菊延壽 歲往月來忽復九月九日 九為陽數 而日月並應 俗宜其名 以為宜於長久（中略） 莫斯之貴謹奉一束 以助彭祖之術」と見られ、『下学集』は『事文』に近い注記である。『事林廣記』も「九月九日為重陽 魏文帝書云 歲往月來忽復九月九日 九為陽數 其日與月並應 故曰重陽（中略） 菊花為辟邪翁 菊花為延壽客（下略）」と『事文』に近いが、「彭祖之事」に対応する部分が存しない。『歲華紀麗』も「重陽 重九」の注記は『事林廣記』と同じになつてゐる。

41 暢月 月令仲冬命之曰——

『韻府』に「暢月 十月曰——（篇要） 又曰良月左 又曰陽月西京雜記 又仲冬命之曰——（月令）」とあり、『下学集』の注記

に一致する。『事文』は「十月 孟冬六月（中略）亦曰暢月（通釋）」である。『書叙指南』は「十一月曰暢月（月令）」とある。

43 腫月 支那「十二月ノ祭ヲ名レ臘」故ニ云「——」又臘与レ臘同字也

『韻府』に「臘臘 前武（紀）令天下大酺五日——五日祠門戶比——皆臘取禽獸以祭之名名臘以立秋臘以十二月」とある。『事文』は「臘者祭先祖 蜡者報百神 同日異祭也」玉燭宝典である。『書叙指南』に「臘月十日曰冬月未尽二旬」とある。『事林廣記』にも注あり。

45 除夜 指ス臘月ノ盡ル夜也此ノ夜除ノ旧年故ニ云尔

『事文』には「除夜今歲今朝盡明年明日催」とある。『事林廣記』は「今人除夜滿室皆點灯照歲是其夜事也」と注する。

なほ「十二月異名」中で「9睦月」と「10人日」との間に、『元和版』は「始和正月也」を補入するが、この「始和」も『韻府』に「吉〔説文〕善也〔書〕動罔不一子孫其逢——正月之一始和」のごとく見受けられる。『歲華紀麗』にも「正月春秋始事象魏懸灑周禮云正月之吉始和布令于國都鄙」とあり、同注である。斯く『元和版』が独自に増補した語彙も『韻府』等に依拠していることを識るのである。

IIの「十干」「十二支」の部に入る。この箇所は『下学集』は『拾芥抄』に依拠していることは明確である。勿論『韻府』に対して「甲」「乙」「丙」と順次逐一的に検索することによって十干・十二支の異名を見付けることも可能ではある。しかしこのような抽出方法では効率が悪い。やはり「類書」（百科全書）における一覧をさながらに引用したと見るのが自然である。まず「十干」は、

48 甲 閼逢 49 乙 旃蒙 50 丙 柔兆 51 丁 強圉 52 戊 著雍 53 巳 屠維 54 庚 上辛 一乍章 55 辛 重光 56 壬

玄黓一乍黓 57 癸 昭陽

右の「48甲」～「57癸」の典拠は『拾芥抄』の「大歳名部第三在歳次十二歳名」の冒頭部分に、

大歳在甲曰闕逢大通 在乙曰旃蒙 在丙曰柔兆 在丁曰強圉六畜 在戊曰昌黎イ雍 在己曰屠維 在庚曰上章 在辛曰重

光 在壬曰玄黓与歲反 在癸曰昭陽

とあるのを、さながら掲出したものである。次に「十二支」も『下学集』に次の通りに挙げる。

58子 因敦 59丑 赤奮若 60寅 摂提格イ 61卯 單闕 62辰 執除 63巳 大荒落 64午 敦牂牂也 65未 協泊イ泊

66申 潼灘 67酉 作鶴

これも『拾芥抄』の「十二歳名」と一致する。ただし『拾芥抄』は次の通り順不同となっている。それは

大歳在寅曰摂提格歲單 在卯曰單闕歲和 在辰曰執徐歲單 在巳曰大荒落歲單 在午曰敦牂大通 大章 在未曰協治 在申曰湧

灘歲和少水 在酉曰作民疾 在戌曰闕茂少熱蟹 在亥曰大渢大熱蟹 獻号 在子曰圍敦大水蟹疾 在丑曰赤奮若旱水

と、『下学集』は右の「十二歳名」（異名）の後に、さらに「70子 71丑 72寅 73卯 74辰 75巳 76午 77未 78申 79酉 80戌 81亥」を続ける。次に『下学集』の「十二時異名」は、

82夜半子 83雞鳴丑 84平旦寅 85日出卯 86食時辰 87隅中巳 88日中午 89日昳未 90哺時申 91日入酉 92黃昏戌

93入定亥

と掲げている。これも『拾芥抄』の「十二時異名部第六」に全て基づいたものである。それは

平旦寅 日出卯 食時辰 隅中巳 日中午午 日昧未 哺時申 日入酉 黃昏戌 人定亥 夜半子雞丑

と、『拾芥抄』の語順は『下学集』と異なっている。『拾芥抄』の「十二歳名」とこの「十二時異名」と語順が一致する。

なお『拾芥抄』の他に『書叙指南』の「太歳月陽」にも見受けられる。

Ⅲ 「暦日・気象用語」を探り挙げる。『亀田本』を基に『韻府』と『事文』を対比させる。

94 日蝕 95 月蝕

『韻府』に「蝕〔説文〕敗創也（漢書）日月薄一通作食（易）月盈則一（春秋）日有食之（允三十）」とあり、『事文』には「日蝕」の箇所に「日蝕對孔光」、「古詩 日蝕行梅聖俞」と題目のみを掲げる。これも詩聯の用語として認められるものである。「月蝕」にも「古詩以下係月蝕」の箇所に「月蝕詩虞全月蝕詩梅聖俞」と題目があり、「日蝕」と同断である。

96 望 每月十五日也 此ノ日月ト与レ日東西ニ相望ム故ニ云レ望ト

『韻府』に「望周禮鄉土（注）月六十六日 望月小十五日望」とある。『書叙指南』の「歲月日時下」には「月三日日哉生明上十五日夜日圓景已滿過十五」となっている。

102 稔 生也 音沈『元和版』には「穀熟也 古人謂二年為二稔」取穀タヒ熟ルヲ」とあり

『韻府』に「稔〔説文〕穀熟也 又豐也 古人謂一年為一一也」とあり、『元和版』の語注はこれに依拠していることが判る。

103 上澣 104 中澣 105 下澣 上旬 中旬 下旬 義也 凡百官在朝廷而勤仕スル時 每月ノ之一旬ニ一度出私宅澣衣服謂之ヲ————也 澄洗也 浣同 又云上澣 中澣 下澣也 往來書狀之畢 所用之語也

『韻府』に「澣 亦作浣〔説文〕濯衣垢也（詩）薄一我衣服一濯之衣 石建自親中裙廁牕 上——中——下——謂上旬 中旬 下旬」とある。書簡用語として常用する語である。

104 提月 公羊傳——六鶴退テ飛ヲ 注——晦日也

『韻府』に「提月 ——六鶴退飛晦日也」とあり、『下学集』と一致する。

## 五、「神祇門 第二」の漢籍典拠

『下学集』の「神祇門」は「I 神名」（6語）、「II 祠官名」（6語）、「III 神樂・奉幣・祭祀等名」（20語）の三語群（グループ）より成るが、殆んどが漢籍に依拠する語注は極めて少數である。以上『韻府』『事文』を中心に引例する。

### 5 社稷 守玉穀也

『韻府』に「祀稷 稷田疋也（中略）自漢以来禹配社稷配稷〔活套〕社」とある。『事文』にも「再丞相平等皆曰 臣等為宗廟社稷計不敢忽」と注する。

### 6 回禄 火神名也 故呼炎上 云回录

『韻府』に「回禄 鄭禳火于元冥——（昭十八）火神也」と見られる。

### 30 斗張 神前帳也 斗字作戸 誤歟

『韻府』に「斗帳 —— 小張也 形如覆斗」とある。

### 33 急々如律令 神符上所書之文也 言一切惡鬼魔事 皆行邪道者也 教誠コト之 曰急々如律令 可坂正道也 律令法度也 又事文類聚曰 律令雷邊捷鬼也云々 愚謂事文類聚之意 言一切惡事不留蹤跡何如一ナル 律令鬼ノ疾云々

『事文』の「巫者」の項に「急急如律令符祝之類末句 急急如律令者 人以為如飲酒之律令 速去不得滯也」一説漢朝每行下之書 皆云如律令 言非律非令之文書行下 当亦如律令 故符祝有如律令之言 按律令之今宜平声讀為零 律令今是雷邊捷鬼 此鬼善走 与雷相疾速 故云如此鬼之疾走也<sup>舊服</sup> と『下学集』の語注の典拠となつた記事が認められる。

### 胙 祭之福肉 〔元和版〕は「神祇門」末尾に「胙」「鐘馗」等を補入する。これらも『韻府』に依拠する。

『韻府』に「胙 祭福肉 王使宰孔賜齊侯 —— 又建置社稷<sup>(卷)</sup>之土而命之氏 又守社稷也<sup>(卷)</sup>無克一國」と見られる。

鐘馗　『元和版』に注記なし』『韻府』に「馗　鐘—鬼名<sup>(ゑみ)</sup>」と見られる。

## 六、「人倫門 第四」の漢籍典拠

「人倫門」(第四) もやはり和書を原拠とするものが多く、漢籍を典拠とする注記は少ない。以下『韻府』『事文』を中心引例する。

1 皇 天子 2 陛下 指<sup>ス</sup>天子<sup>ヲ</sup> 3 陛也

『韻府』に「皇〔説文〕大也<sup>(ヨシ)</sup>皇一如也〔書〕惟一上帝<sup>(キヨシ)</sup>四達一一、「陛〔説文〕陛也」、「堵 陛也」、「泰階 一  
六符<sup>(カタカタ)</sup>一一三台也 每台三星符者 六星六符驗 上階為天子 中堵為諸侯 下堵為士庶人」となっていて、『下学集』の語注と共に通する。『事文』にも「恭惟 陛下溫恭而履度 寛裕而養冲」とある。『事物紀原』には「帝由天皇至燧人 皆稱 皇 故有天皇 地皇 人皇 而燧人亦号燧皇」と見受けられる。さらに「陛下 周以前天子無陛下之呼」と注されている。

4 儲君 5 東宮 即東宮也 6 青園 東宮 7 龍樓 東宮

『韻府』に「東儲 太子也<sup>(唐書)</sup>」「青宮 太子宮 亦曰東宮 春宮」「龍樓 鷄鳴問寢一一曉<sup>(キヨシ)</sup>」とあるが、「青園」の記載は見られず。『事文』にも「翊弦誦於春宮<sup>(唐大詔令)</sup>」「育德於東宮 東宮少陽也」があり、「飛龍之瑞 時人号曰王<sup>王</sup>王子宅 本名降慶坊 及景龍末 宅内有龍也 (中略) 元宗開元十年幸潞州 改旧宅為飛龍院」とあることからも「龍樓」も東宮宅の意から「東宮」を指すことになろう。『拾芥抄』には「蒼龍樓 東謂之龍尾 道東樓上多小閣八間」とある。『書叙指南』に「天子曰世子<sup>(礼記)</sup> 又曰儲后<sup>(天皇元年)</sup> 又儲嫡<sup>(後紀)</sup> 又曰副君<sup>(太子)</sup>」ともある。

12 公主 帝之女

『韻府』に「公主 天主女曰一 周制天子嫁女於諸侯 至尊不自主婚止使 諸侯同姓者主之 故謂之一 帝姊妹為一

帝姑為大長——後漢封縣——諸王女封鄉亭——<sup>(韻)</sup>とある。『事物紀原』にも「公主 春秋公羊傳曰 夫子嫁女於諸侯 至尊不自主嫁 必使同姓者主之 謂之公主蓋周事也 史記曰 公叔相魏 高魏公主 文侯時也 (下略)」と見られる。『事文』には「亦曰公主漢制帝女為公主 帝姊妹為長公主」とある。

13 淮三后 又<sup>ハ</sup>略シテ云<sup>ハ</sup>淮后<sup>ト</sup>也 三后<sup>ト</sup>者 皇太后宮 祖母也 皇后宮國母<sup>ナリ</sup> 中宮后<sup>ナリ</sup> 又<sup>ハ</sup>云<sup>ハ</sup>淮三宮<sup>ト</sup>

『韻府』には「三后 一一在天<sup>(詩下武)</sup> 謂太王季文王也 乃命一一恤巧于民<sup>(呂刑)</sup> 謂伯夷禹稷也 一一協心(畢命) 謂周公君陳畢公也」とある。

15 柳營 指<sup>ハ</sup>將軍ノ家<sup>ヲ</sup>也 起<sup>ハ</sup>於漢<sup>ノ</sup>周亞夫之故事<sup>ヨリ</sup> 16 妃君

『韻府』には「細柳營 周亞夫 屯軍<sup>ト</sup>——<sup>(本)</sup>」「妃<sup>ハ</sup>說文<sup>ハ</sup>匹也 后<sup>ト</sup>也<sup>(詩)</sup>思賢<sup>ト</sup>也」。『事林廣記』に「周亞夫 漢太尉條侯」とある。『小学紺珠』の「三將軍」に「周亞夫細柳」あり。

19 嫡子 20 嫡女 21 息女

『韻府』に「嫡 正也<sup>(詩)</sup> 有<sup>ト</sup>不以其膝<sup>ハ</sup>立<sup>ト</sup>以長<sup>ト</sup>」「息女 臣有<sup>ト</sup>一<sup>ハ</sup>高<sup>ト</sup>」とある。

25 父母 26 考妣 生曰<sup>ハ</sup>父母<sup>ト</sup> 死<sup>スルヲ</sup>曰<sup>ハ</sup>考妣<sup>ト</sup>

『事文』に「生父母 死曰考妣<sup>(曲礼)</sup>」と『下学集』さながらに見られる。

29 養父 30 養母 34 繼母

『事文』に「故親生之膝下 以養父母<sup>(孝經)</sup>」「繼母 如孝子 不敢殊也<sup>(儀禮)</sup>」とある。

36 猶子 養子<sup>ハ</sup>義也 礼記云兄弟<sup>ハ</sup>之子<sup>ハ</sup>猶子

『韻府』に「猶子 兄弟之子——也」。『事文』にも「兄弟之子猶子也」とある。

37 叔父 38 嫂母

『事文』に「伯父叔父<sup>伐木</sup>父之昆弟先生為世父後生為叔父<sup>(爾雅)</sup>」「母之姊妹曰姨母」とある。

39 姪 40 婢 二字義同 41 姉 42 妹

『事文』に「姪対姑而言」、「猶父若以姪謂之猶子」、「男子謂姊妹之子為生謂我舅者吾謂之甥」、「男子謂女子先生為姪後生為妹爾雅」などと見られる。『書叙指南』に「姪曰猶子」とある。

46 鰥 47 寡 [注文は「48孤獨」の下位にあり]

『韻府』に「鰥 又老而無妻曰一」、「寡偏喪曰寡 常例妻無夫曰寡」とある。『書叙指南』にも「無妻人曰鰥」と見られる。

48 孤獨 孟子云老テ而無キヲ妻曰レ鰥 老テ而無レヲ夫曰レ寡ト 幼クシテ而無レヲ父曰ヒ孤ト 老テ而无レ子曰レ独ト也矣

『韻府』には「孤（孟）幼而無父曰一」、「天窮 鰥寡孤獨此四者一下之民而無告者礼」としている。

57 格勤 58 醫師

『韻府』に「格勤 胡廣——職事」とある。『事文』に「醫師掌醫之政令」とある。

85 蔡蕘 —ハ刈草ヲ者 —ハ採シル柴ヲ者 毛詩ニ詢于—

『韻府』に「蕘 草曰芻薪曰一」、「芻蕘詢于—（板詩）—者往（孟）」とある。

## 七、「人名門 第六」の漢籍典拠

「人名門」（第六）はI II IIIの語群（グループ）に分たれ、それぞれ和漢の典籍に基づく語彙がある。I 聖人名・有名  
人（名）（1聖德太子……20鬼神大夫）は和書・仏書に依拠するものである。

21 布袋 支那、散聖也 即勒、化身也 ——、偈ニ云、弥勒真弥勒分身千百億、時々自不識常持—、布袋—故時人呼—、  
背後ニ有レ日

『韻府』に「布袋和尚 形材猥矮蹙額蟠腹 以杖荷一布囊 供身之具盡貯囊中白鹿和尚問 如何是—— 师便放下布袋 又問如何是布袋 下事師便負之而去<sup>(註)</sup>」と見られる。『事文』の「布袋和尚」にも『傳灯錄』の同文あり。

22 寒山拾得 散聖也 即文殊普賢化身也

『韻府』に「寒山拾得 豊干行山中 見一兒數歳 携至國清寺 付典座曰 人來認可還之 名拾得後令去 内厨滌器 常日澄溢餘食—— 即負之而去」と見られる。『事文』に「寒山子」「拾得子」が見られる。

24 鉄柵仙 吐<sup>レキ</sup>氣<sup>ヲ</sup> 出現<sup>スル</sup>我身<sup>ヲ</sup>者也 柵ワウコト讀<sup>ム</sup> 荷<sup>レ</sup>物也

『韻府』に「柵 俵在鐵柵」とある。

25 蒼頡 黃帝<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>人見<sup>ニテ</sup>鳥<sup>ノ</sup>路<sup>ヲ</sup>始<sup>ニテ</sup>造<sup>ル</sup>文字<sup>ヲ</sup>

『韻府』に「韻〔人名〕蒼——制字」、『小学紹珠』の「二十官」に「蒼頡作<sup>レ</sup>書」あり。

26 孔子 周<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>聖人也 孔<sup>ハ</sup>氏<sup>子</sup><sup>ハ</sup>男子之通称<sup>ナリ</sup>也 名<sup>ハ</sup>丘<sup>ノ</sup>魯<sup>ノ</sup>鄆縣人 鄭同

『韻府』に「尼丘 徵在禱於丘山生 孔子頂象——因名<sup>(家舊)</sup>」、『事林廣記』の「聖賢褒贊」に「孔丘字仲尼謚至聖文宣王」、『小学紹珠』の「三聖 伏羲 文王 孔子、禹 周公 孔子」とみられる。『拾芥抄』の「聖賢部 第二十二」にも「三聖 孔子 老子 顏回」とある。

27 老子 周<sup>ノ</sup>聖人也 名<sup>ハ</sup>聃 八十歲<sup>ヲ</sup>而生<sup>ル</sup> 生<sup>ル</sup>時有<sup>レ</sup>鬚故<sup>ニ云</sup>著<sup>ス</sup>青牛<sup>ノ</sup>書<sup>ヲ</sup>

『韻府』に「耳〔人名〕李——老子也」、『小学紹珠』の「二老」に「老子 老萊子」と存する。『拾芥抄』の「三聖」にも「孔子 老子 顏回」とあり。

28 顏回 又<sup>ハ</sup>云<sup>ニ</sup>顏淵<sup>ト</sup> 即孔子<sup>ノ</sup>弟子也 不幸短<sup>ニシテ</sup>廿八歲<sup>ニシテ</sup>而死<sup>キ</sup>矣 本朝<sup>ノ</sup>朗詠集<sup>ニ云</sup>瓢簞屢空<sup>シテ</sup> 草滋<sup>ニル</sup>顏淵<sup>カ</sup>之巷<sup>ニ</sup>即是也 清淨法經<sup>ニ云</sup> 我遣三聖 化彼震旦 礼儀先開 然<sup>シテ</sup>後可進 三聖<sup>ハ</sup>光明 童子<sup>ハ</sup>孔子 摩訶迦葉<sup>ハ</sup>老子 用明 儒童<sup>ハ</sup>顏回 又三聖<sup>ハ</sup>指<sup>上面</sup>孔子 顏回<sup>ヲ</sup>也

『事林廣記』に「顔回 字子淵 魯人贈充國公」、『小学紺珠』の「四科十哲」に「〔徳行〕 顔淵 閔子騫 丹伯牛 仲弓<sup>冉耕</sup>」、「孔子四友 顔回 端木賜 風孫師 仲田」がある。『拾芥抄』にも「三聖 孔子 老子 顔回」、「孔子四友 顔回 子貢 子張 子路」とある。

29 原憲 孔子弟子也 朗詠集云 藜藿深鎖<sup>シテ</sup>雨濕<sup>ニス</sup>——樞<sup>ヲ</sup> 与上面、顔回之注 一對<sup>ニ</sup>可見 藜藿——樞 飄簾——巷

『事林廣記』に「原憲 字子思 魯人贈原伯」、『小学紺珠』の「孔子弟子七十三人」に「原憲<sup>子思</sup>」とある。

30 閔子騫 孔子弟子也 事<sup>ニテ</sup>後母<sup>ニ</sup>而至孝也 雖<sup>ニモ</sup>嚴冬<sup>ト</sup>身常<sup>ニ</sup>衣<sup>ル</sup>芦絮<sup>ヲ</sup>後母<sup>ノ</sup>之所<sup>レ</sup>惡<sup>ム</sup>也 然<sup>トモ</sup>終身不<sup>レ</sup>改<sup>ム</sup>至孝<sup>ヲ</sup>

『事林廣記』に「閔損字子騫 魯人贈費侯」、『小学紺珠』の「四科十哲」に「〔徳行〕 顔淵<sup>回</sup> 閔子騫<sup>損</sup> 冉伯牛<sup>耕</sup> 仲弓<sup>冉耕</sup>」とある。『拾芥抄』の「九哲」に「閔子騫 冉伯牛 仲弓 冉有 季路 宰我 子貢 子遊 子夏」もある。

32 扁鵲 周末戦国時名醫也 史記云——姓秦名越人桑君 以禁方傳之云  
『韻府』に「刺殺扁鵲 扁鵲名聞天下 過秦太醫令 李謐 自知不如使人——<sup>(本)</sup>」とある。

33 樊噲 34 張良 二人漢高祖之勇臣<sup>ナリ</sup>也

『韻府』に「噲〔人名〕樊——漢勇將」、「良〔人名〕張——」とある。『小学紺珠』の「十八侯」に「無陽侯樊噲」、「漢高祖功臣三十人」中に「樊噲」も「張良」も入っているが、「漢三傑」には「留文成侯張良<sup>子房</sup> 鄒文終侯蕭何 淮陰侯韓信」と「張良」のみで、「五世相韓 張良大父開地相韓昭侯宣惠王襄哀王 父平相釐王悼惠王」とある。『事林廣記』には「張良漢丞楊曲逆獻侯」とあり。

35 王羲之 晋時人尤善<sup>スル</sup>書<sup>ヲ</sup>者

『小学紺珠』の「三少」に「王羲之<sup>少</sup> 王念<sup>玄廟</sup> 王悅<sup>豐之</sup>」、「二王 王羲之<sup>少</sup> 子獻<sup>子敬</sup>」と見られる。

36 伯樂 戰國時相馬人也 由是日本ニモ亦呼<sup>ニテ</sup>相<sup>シ</sup>馬<sup>ヲ</sup>人<sup>ヲ</sup>云<sup>ニ</sup>伯樂<sup>ト</sup>也 ——乃星<sup>ノ</sup>名也 此星典<sup>ニ</sup>天馬<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>相馬

人之名<sup>ト</sup>也——實名<sup>ト</sup>孫陽也

『韻府』に「伯樂顧馬 蘇代欲見 齊王王不見 代代說淳于髡曰 人有賣駿馬者 三旦立於市人 莫與言 乃言——還而視之去而——之 一旦價十倍足下有意 為臣伯樂乎<sup>春秋後語</sup>」とある。

37 白樂天 又曰<sup>ト</sup>白居易<sup>ト</sup> 唐詩人也

『韻府』に「天〔人名〕白樂天」、「易〔人名〕白居一 樂天」とある。『小学紺珠』の「七愛 房社<sup>真相</sup> 李辰<sup>真符</sup> 盧鴻<sup>真隱</sup> 元德秀<sup>真史</sup> 李白<sup>真放</sup> 白居易<sup>真オ</sup>」とある。

38 吳道子 39 雪窓和尚 40 牧津和尚 41 馬遠 42 君澤 43 楊補之 44 曰觀 45 張即之 46 舜舉 47 趙子昂、の一〇語は38が画工、39～46は絵師、47は書家である。さらにⅢ中国の美女、賢婦名（48西施……51楊貴妃）は典拠調査は未調査であるので、統稿に譲る。